

神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正素案について

このたび、平成 28 年 3 月に修正した本計画について、南海トラフ地震への対応や前回修正以降の時点修正等を行い、今年度末までに修正する。

1 修正の趣旨

神奈川県石油コンビナート等防災計画（以下「計画」という。）は、今まで東海地震に関する事前対策計画について記載していたが、国が、地震予知を基にした措置についてこれを行わないことを決定し、代わりに南海トラフ地震に対応する体制を行うこととなったため、東海地震に関する事前対策計画の部分を削除し、新たに南海トラフ地震の対応を記載する。

また、前回の修正以降変更があった事項について、時点修正を行う。

2 計画の概要

この計画は、神奈川県石油コンビナート等防災本部が定めるものであり、特別防災区域に係る火災、爆発、石油等の漏えい・流出等の事故、地震、津波その他の異常な自然現象により生じる災害の防止等に関し、県・関係市・特定事業者等の関係者が一体となり実施すべき業務を定めたもの。

(1) 根拠

石油コンビナート等災害防止法第 31 条

(2) 修正の経緯

石油コンビナート等災害防止法に基づき、昭和 52 年 9 月に県地域防災計画から分離し計画を策定。

その後、現在までに 12 回の修正を実施。

<主な修正>

H09.09 阪神淡路大震災の教訓を反映した修正

H19.03 H18.3 のアセスメント調査結果を踏まえ全面修正

H16.04 十勝沖地震のタンクの全面火災の教訓を反映した修正

H24.04 東日本大震災での石油コンビナートの被害等を踏まえ、津波浸水対策を新たに追加し、耐震・液状化対策等を充実・強化

H28.03 東日本大震災で得た知見を踏まえ、防災アセスメント調査を実施し、その結果を反映した修正

(3) 主な修正内容

(ア) 第1編 総則、第2編 防災組織、第3編 災害想定、第5編 災害応急対策計画

- ・ 機関名等語句の修正などの時点修正

(イ) 第4編 災害予防計画

- ・ 第2章第7節において、羽田空港の機能強化による特別防災区域上空における規制措置について修正

(ウ) 第6編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

- ・ 南海トラフ地震に関する制度に基づき新規に記載

| 新 | 旧(東海地震事前対策計画) | 主な修正内容 |
|---|---|-------------------------|
| 第1章 総則 第1節 趣旨 第2節 南海トラフ地震の警戒体制 | 第1章 総則 第1節 計画の目的 第2節 東海地震に関する事前対策の体系 | 南海トラフ地震に関する制度に基づき新規に記載。 |
| 第2章 予防対策計画 第1節 特定事業所等 第2節 防災関係機関 | 第2章 東海地震に関する予防対策計画 第1節 特定事業所等 第2節 防災関係機関 | |
| 第3章 南海トラフ地震に関する地震防災応急対策 第1節 石油コンビナート等防災本部の活動体制 第2節 南海トラフ地震臨時情報の受伝達及び広報 第3節 特定事業所の地震防災対応 第4節 関係機関が行う防災対応 | 第3章 東海地震に関する地震防災応急対策 第1節 石油コンビナート等防災本部の活動体制 第2節 東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報の受伝達及び広報 第3節 東海地震注意情報等及び警戒宣言発令時における警戒措置 第4節 警備対策 第5節 道路交通対策 第6節 緊急輸送対策 | |

(エ) その他

- ・ 高潮対策については、従来計画に記載がなかったが、地域防災計画（風水害被害対策編）の第1編 危険物等災害対策編を修正するよう調整中。